

京都市国民健康保険重複多受診者世帯等訪問指導事業実施要綱

(目的)

第1条 京都市国民健康保険重複多受診者世帯等訪問指導事業（以下、事業という）は、京都市国民健康保険における保健事業活動の一環として、被保険者のうち、重複多受診者世帯及びその他指導を要すると認められる世帯に対し、家庭訪問等を実施し、本人、家族等に対して適正な受診及び服薬に関する指導や啓発（以下、「保健指導」という。）を行い、これらの者の健康に対する自覚と認識を深めて、健康の保持増進及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業対象者は、被保険者かつ次の各号に該当するもののうち、保健指導を要すると認められたものとする。

- (1) 重複受診者世帯
- (2) 多受診者世帯
- (3) 重複服薬者世帯
- (4) その他特に訪問指導を要すると認められる者

(実施責任者)

第3条 事業の実施の責任者は保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金課長とする。

(訪問等担当者)

第4条 訪問等担当者は、保健福祉局福祉のまちづくり推進室に所属する保健師とする。

(保健指導)

第5条 保健指導の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 受診状況や服薬状況の聴取及び適正な受診及び服薬に関する指導
- (2) 健康意識の向上、福祉の増進を図るための各種施策、施設等の紹介
- (3) その他健康に必要な指導及び啓発

(記録の整備及び報告)

第6条 訪問等担当者は、保健指導終了後、記録を記し、速やかに保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金課長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金課長が定める。

附則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。